

第1回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録要旨

日時：令和2年6月29日（月）

午前10時00分～午前11時00分

場所：江別市民会館2階 21号会議室

出席委員数 12名

出席：大久保 薫、鹿島 聡美、川田 純、松本 拓生、中川 雅志、松村 昭二

松井 秀子、宮崎 智子、谷藤 弘知、伊藤 ひとみ、藤岡 章一、宮口 悠子

欠席：有澤 瑞枝

事務局：健康福祉部長 佐藤 貴史、健康福祉部次長 伊藤 忠信

子育て支援室長 岩渕 淑仁、子育て支援課長 阿部 徳樹

子育て支援課 主査 野原 寿美礼

障がい福祉課長 山岸 博、障がい福祉課障がい福祉係長 河崎 真大

障がい福祉課障がい福祉係 主査 尾崎 よしえ

障がい福祉課障がい福祉係 主事 野田 明日香

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所所長 人見 俊介

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 主任 林 梢子

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 菊地 沙也花

傍聴者 0名

議 事 次 第

1 委嘱状交付

2 委員自己紹介及び事務局紹介

3 開 会

4 市長挨拶

5 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

(2) 江別市障がい福祉計画等策定委員会について

(3) 「障がい者支援・えべつ21プラン」の策定について

(4) 障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査等の実施について

6 閉 会

委嘱状交付

(三好市長より各委員に委嘱状を交付)

委員自己紹介及び事務局紹介

○山岸課長

委員13名中12名の参加報告。

要綱第5条第3項の規定によりまして、本日の委員会は有効に成立しておりますことを申し添えます。また、本会議につきましては、江別市市民参加条例に基づきまして、原則公開での会議となりますことをご承知おき頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山岸課長

これより「第1回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催いたします。

はじめに三好市長より、ご挨拶を申し上げます。

○三好市長

(挨拶)

○山岸課長

次第の5の議事に入りますが、委員長が決定するまでの間、事務局が司会進行を務めさせていただきますが、ご了承いただけますでしょうか。

【承認】

○山岸課長

議事の(1)の委員長及び副委員長の選出ですが、「江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱」第4条の規定によりまして、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により決定することになっております。

まずは、委員長を決定したいと思っておりますが、委員の皆様から、ご推薦、ご意見等ございましたら挙手をお願い申し上げます。

○谷藤委員

事務局案があれば、提案していただいてはどうでしょうか。

○山岸課長

只今、事務局案とのご意見がございましたので、事務局よりご提案させていただきます。委員長には、札幌学院大学の久保委員をご提案させていただきたいと思っておりますが、ご意

見、ご異議等ございますでしょうか。

【異議なし】

○山岸課長

異議なしという事ですので、大久保委員に委員長をお願いすることを決定しましたので、よろしく願いいたします。それでは、大久保委員長には委員長席に就いていただき、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

○大久保委員長

(挨拶)

○山岸課長

ありがとうございました。それでは要綱第4条第3項の規定に基づきまして、委員長に副委員長の指名をしていただきたいと思いますので、委員長よろしく願いいたします。

○大久保委員長

それでは、副委員長には、江別市社会福祉協議会の中川委員をお願いしたいと思いますのですが、宜しいでしょうか。

○山岸課長

江別市社会福祉協議会の中川委員の指名がございましたので、中川委員には副委員長席に就いていただき、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

○中川副委員長

(挨拶)

○山岸課長

それでは、議事の途中ではございますが、三好市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきますと思います。

【市長退席】

○山岸課長

今後の進行につきましては要綱に従い、大久保委員長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大久保委員長

それでは、次第5の議事（2）、江別市障がい福祉計画等策定委員会について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○尾崎主査

5 議事（2）江別市障がい福祉計画等策定委員会について説明いたします。資料1をご覧ください。江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱についてであります。この要綱は、障害者自立支援法に基づき、平成18年度に「障がい福祉計画」を策定するときに制定したものです。なお、平成29年度に、障がい児福祉計画を新たに策定することとなったため、委員数及び審議事項等について改正を加えたものになります。内容は、委員会の設置目的、委員構成、任期などの組織に関すること、その他委員会運営にあたって必要なことを定めております。設置の目的については、第1条にあるとおり、「江別市における障がい福祉の推進を図ること」とし、この委員会で審議する事項については、第2条のとおり「障がい者福祉計画、障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定及び見直し」としてしております。第3条及び第4条では、委員構成や、委員長・副委員長に関することを、第5条では会議の開催に関することを定めております。

次に資料2をご覧ください。江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱についてであります。市の委員会等については、原則公開の趣旨から、市民に審議を公開し、傍聴を可能としていることから、本委員会の傍聴に関して定めた要綱になっております。第2条は、傍聴の手続きに関して定めたものであり、第3条以降については、傍聴に関する制限や守るべき事項などを定めております。

○大久保委員長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【質問・意見なし】

○大久保委員長

それでは次に進めたいと思います。次第5の議事（3）、「障がい者支援・えべつ21プラン」の策定について、事務局の説明をお願いします。

○尾崎主査

5 議事（3）「障がい者支援・えべつ21プラン」策定について説明いたします。資料3をご覧ください。「資料3」は、「障がい者支援・えべつ21プラン」の策定についてであります。まず、1の目的等ではありますが、障害者総合支援法に基づく国の基本指針等に即して、当市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画として、障がい者福祉計画を位置づけ、これを確実な推進のため、障がい福祉サービスの提供体制や円滑な実施など、実施計

画として障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を位置づけるものであります。「障がい者支援・えべつ21プラン」は、基本計画である障がい者福祉計画と、その実施計画である障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の3つの計画の総称であります。

2の根拠規定であります。各計画については、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針等に即して、市町村において計画を定めることとなっております。

3の計画の期間であります。基本計画である障がい者福祉計画は、令和3年度から令和8年度までの6か年の計画であり、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画となります。

4の策定体制であります。学識経験者、関係団体、市民公募の委員13名からなる障がい福祉計画等策定委員会を設置し、基本計画である、障がい者福祉計画、実施計画である障がい福祉計画及び障がい児福祉計画とともに計画案の検討、策定など、ご議論いただくこととしております。

2ページ目をごらんください。計画に係る、国、北海道及び当市の根拠法、内容について記載しております。一覧表の左側に記載しております基本計画である障がい者福祉計画は、国、北海道、当市とも障害者福祉法に基づき、障がい者施策の基本的方向について定めております。国は、現在、第4次障害者基本計画、北海道は、第2期北海道障がい者基本計画の計画期間中であり、当市の第4期障がい者福祉計画は、今年度末までの計画期間となっております。

次に一覧表の真ん中に記載しております障がい福祉に係る実施計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画内容となっております。国では計画策定にあたり参酌すべき基準である、基本指針を定めており、その基本指針に従い、北海道では、第5期北海道障がい福祉計画、当市では、第5期障がい福祉計画があります。

次に一覧表の右側に記載しております障がい児福祉に係る実施計画は、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画内容であります。障がい福祉計画と同様に国では、基本指針を定めており、その基本指針に従い、北海道では、第1期北海道障がい児福祉計画、当市では、第1期障がい児福祉計画を定めております。

3ページをご覧ください。「障がい者支援・えべつ21プラン」及び関係する計画を位置づけたものです。当市の江別市総合計画を上位計画とし、江別市地域福祉計画、江別市高齢者総合計画及び江別市子ども・子育て支援事業計画など関連する計画をもって、当市の障がい福祉行政、障害福祉サービスを推進し、多世代や障がいのある方など多様な主体が生涯にわたって安心して生活できるよう「生涯活躍のまち」の実現を図ることとしています。

資料の中段をご覧ください。「障がい者支援・えべつ21プラン」の3計画の計画期間を表したものです。上段の基本計画である、障がい者福祉計画の計画期間は6か年、実施計画である障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は3か年であります。3つの計画は、令和2年度で終了となりますので、令和3年度からの計画を一体的に策定いたします。

資料の下段をご覧ください。計画の策定方法について記載しております。学識経験者、関

係団体、市民公募からなる策定委員会を設置いたします。実態調査（アンケート）は、18歳以上と18歳未満に分けて行う予定であります。また、団体ヒアリングは、障がい福祉に係る関係団体に実施する予定であります。後ほど詳しくご説明いたします。

4ページをご覧ください。障がい者施策の近年の動向について記載しております。1段目は、国、北海道、当市の計画の構成について記載しております。

2段目は、国の基本計画である第4次障害者基本計画では、資料4にも記載されておりますが、共生社会の実現に向け、社会的バリアの除去を強力に推進することで、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを計画目的としております。

3段目は、北海道の基本指針である第2期北海道障がい者基本計画では、資料5にも記載しておりますが、「支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリーの実現」を目指すことで、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標としております。実施計画である、第5期北海道障がい福祉計画及び第1期北海道障がい児福祉計画につきましては、「第4期障がい者就労支援推進計画」と「第1期北海道障がい児福祉計画」を包含された計画となっております。これは、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」が計画的に提供されるための実施計画であります。

4段目にあります、国の最近の主な動きとしましては、障害者の職業の安定を図ることを目的とする障害者雇用促進法が改正され、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく、農福連携等推進ビジョンが取りまとめられております。また、幼児教育・保育の無償化に基づき、就学前の障害児の発達支援の無償化がされております。

こうした最新動向を踏まえつつ、「障がい者支援・えべつ21プラン」では、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会の活動に参加し、その能力が最大限発揮して自己実現できるような体制整備を進めていきたいと考えております。

5ページをご覧ください。「障がい者支援・えべつ21プラン」の概要について記載しております。基本計画である障がい者福祉計画の基本理念と基本目標及びその基本施策の表となっております。基本理念は、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」です。これは、安心して自立した地域生活を継続するための障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくりと、円滑な地域への移行をするための施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換、そして地域社会における共生を実現させるための障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進から構成されております。

基本目標1 総合的なケアマネジメント体制の確立につきましては、障がいのある方や介護者などの相談に対応するための相談の場と適切な情報提供及び総合相談窓口の充実など、障がいのある方が安心して暮らし、地域住民とともに生活ができる社会環境の充実を図ってまいります。

基本目標2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大につきましては、情報提供の充実、障がいの正しい理解、地域福祉・ボランティア活動の支援などを通じ、障がいのある方の社会参加の推進を進めてまいります。

基本目標 3 障害福祉サービスの充実につきましては、障害福祉サービスの充実、コミュニケーション手段の確保、日常生活用具等の提供と充実をもって、障がいのある方の日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実を図ってまいります。

基本目標 4 保健・医療サービスの充実につきましては、障がいの発生予防、早期発見と医療・保健サービスとの連携により、早期療育の体制の充実を図ってまいります。

基本目標 5 保育・教育施策の充実につきましては、一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供を図ってまいります。

基本目標 6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援につきましては、障がいのある方が適切な就労の機会を得られるために、就労能力の向上の支援、就労の確保、待遇の向上促進を図ってまいります。

基本目標 7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進につきましては、障がいのある方が地域で安心・安全な生活が送るために、障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携、防災・安全対策の充実、移動・交通対策の推進、バリアフリーのまちづくりを図ってまいります。

最後に、基本目標 8 スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進につきましては、障がいのある方がスポーツ、レクリエーション、文化活動などに気軽に参加し、親しむことができる機会の確保のために、障がいのある方の社会参加活動の支援を進めてまいります。

6 ページをご覧ください。計画策定に向けたスケジュールについてですが、現計画の検証及びアンケートを実施し、計画骨子の作成を経て、パブリックコメントを実施し、計画案を作成いたします。

資料 4 につきましては、国の第 4 次障害者基本計画の概要であります。

資料 5 につきましては、第 2 期北海道障がい者基本計画及び 3 ページからは、第 5 期北海道障がい福祉計画の概要であります。それぞれご参照願います。

続きまして資料 6 をご覧ください。第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画に係る国の基本方針の見直しについてご説明いたします。実施計画である第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画につきましては、この基本指針を踏まえて、策定して参ります。

2 の基本指針見直しの主なポイントといたしましては、左〇2 つ目の「地域共生社会」の実現に向けた取組みにつきましては、引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこととしております。

次に右 3 つ目の相談支援体制の充実・強化等につきましては、相談支援体制の確保に関する基本的な考え方に係る事項の見直しを行い、相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実を図ることとしております。

次に左 4 つ目の障害児通所支援等の地域支援体制の整備につきましては、障がい児支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援

することと、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることとしております。

3の成果目標（令和5年度末の目標）の主なポイントですが、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため施設入所者の地域生活への移行の地域移行者数については、令和元年度末時点の施設入所者数の目標9%以上から6%以上に変更されており、また、施設入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者の目標2%以上から1.6%以上に変更しております。

2ページをご覧ください。④の福祉施設から一般就労への移行等は、一般就労への移行者数につきましては、令和元年度の一般就労への移行実績を1.5倍から1.27倍に変更されております。移行支援事業につきましては、一般就労へつながる重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍とし、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的である就労継続支援A型は、令和元年度の実績の1.26倍、就労継続支援B型については、1.23倍を目指すことになっております。

障がい者の一般就労への定着が重要であることから、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとしております。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上となっております。

資料の（新）と記載されているものにつきましては、今回新たに追加された成果目標値であります。

⑥の相談支援体制の充実・強化等につきましては、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援の充実・強化に向けた体制を確保することとしております。

3ページからは、国の社会保障審議会障害者部会資料、7ページからは、改正の概要となっておりますので、ご参照願います。以上で説明を終わります。

○大久保委員長

ありがとうございました。只今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

似たような言葉がたくさん並んで非常にややこしいですし、第何期というものも随分国と道と市でも違ったりして複雑ですが、6年間の障がい者福祉計画が基本的な方向を決め、それに基づいて3年間の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画をどうやって実現していくのかを考えていく事で良いと思います。おそらく、基本的な方向がちゃんとしていないと3年間の積み上げも出来ないと思いますので、基本的な方向が最も重要だと思います。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

【質問・意見なし】

○大久保委員長

それでは次に進めたいと思います。次第5の議事（4）、障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査等の実施について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○尾崎主査

5 議事(4)障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査等の実施について説明いたします。資料7をご覧ください。資料7は、今後実施予定の障がい者に対するアンケート調査等についての資料であります。

1. 調査目的につきましては、次期計画を策定するための基礎資料として活用するものであります。

2. 調査対象者につきましては、18歳以上は、障がい者手帳等所持者を無作為抽出いたしまして調査票を送付いたします。18歳未満は、障がい児又は通所受給者証所持者の保護者に対して調査票を送付いたします。今回の調査では、18歳以上は3,200人、18歳未満はおおよそ950人を予定しております。

3. 調査対象者の考え方につきましては、身体障がい者及び身体障がい児は、身体障害者手帳をお持ちの方であります。知的障がい者及び知的障がい児は、療育手帳をお持ちの方であります。精神障がい者及び精神障がい児は、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であります。難病患者及び難病患者の児童は、先ほど説明いたしました3つの手帳のいずれもお持ちでなく、障害福祉サービス受給者証または通所受給者証をお持ちの方であります。通所受給者は、3つの手帳のいずれもお持ちでなく、難病患者の児童でない、通所受給者証をお持ちの方であります。

4. 調査内容につきましては、2ページ目の別紙1をご覧ください。18歳以上の障がい者等の調査項目となります。調査項目で前回と変更した主な部分につきましては、カテゴリ「日常生活」では、施設入所者等の地域生活への移行のニーズを把握するために「今後3年以内に誰とどのようなところで暮らしたいか」から「施設入所者又は入院中の方を対象に今後3年以内に暮らしたい生活の場」に変更しております。

次にカテゴリ「介助者」では、介護者の高齢化問題（いわゆる8050問題）の現状及び障害福祉サービスの利用に関する状況を把握するために「主な介護者の年齢、健康状態」を追加しております。

次にカテゴリ「外出」では、障がい者の社会参加状況を把握するため障がい者のスポーツをする頻度（ウォーキング・健康体操などの運動、サイクリング・キャンプなどのレクリエーションを含む設問）を追加しております。

次にカテゴリ「人権・権利擁護」では、知的障がい者及び精神障がい者を対象に実施し、障がい者の高齢化や金銭問題を含む虐待問題の現状及び成年後見制度の認知状況やニーズを把握するために「成年後見制度の認知」等を追加しております。

次にカテゴリ「安全対策」では、災害時の状況を把握するために「災害のために日頃備えているもの」から「災害時に困ること」へ変更しております。

3ページ目の別紙2をご覧ください。18歳以下の障がい児等の調査項目となります。調査

項目は大きく変更しておりません。選択肢の変更や細かな文言の修正のみとしております。

1 ページ目に戻りまして、5. 調査方法は、無記名によるアンケート方式であり、アンケート用紙は、郵送により配布・回収を行います。

6. 調査票送付と締切（予定）は、令和2年9月7日に送付し、9月18日を締切とする予定であります。

続きまして4ページをご覧ください。当事者団体ヒアリング実施についてであります。

1. 調査目的につきましては、地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい者・障がい児の団体の活動状況や課題などの聞き取りを目的としております。

2. 対象団体につきましては、委員としてご参加していただいている団体につきましては、当委員会にて計画への要望や課題についてお聞かせいただきますので、今回は、委員として参加されていない団体を対象としております。

3. 主なヒアリング項目につきましては、①各団体の活動状況と課題②障がいへの理解や交流について③生活環境の整備について④保健、医療について⑤生活支援について⑥計画への要望を考えております。

4. 調査依頼につきましては、7月から行う予定です。以上で説明を終了します。

○大久保委員長

ありがとうございました。只今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○宮口委員

お尋ねしたい事があります。3. 調査対象者の考え方ですが、身体・知的・精神の障がいの方たちは手帳をお持ちの方となっておりますが、福祉サービスを利用されている中には、手帳をお持ちではない方もたくさんいるのではという気がします。平成30年3月の「障がい者支援・えべつ21プラン」の中では、手帳をお持ちの方は7,300人くらいと平成29年度の数字が載っていましたが、それ以外にも福祉サービスを必要とされている方や、サービスの隙間という程ではないかもしれないけど、そういう方たちの困っている事をすくいあげる意味も含めて、手帳の所持者で括られるのはどうしてかと思ったので教えてください。

あと、手帳を持っていないが福祉サービスを利用されている方が実際にどれくらいいるのかも気になりました。

○山岸課長

只今、障害者手帳をお持ちの方を対象にしているということで、お話を伺いましたが、やはり障がい福祉サービスのご利用をまず想定しております。それから、手帳をお持ちではない方も確かにご利用されている方々はいます。例えば、自立支援医療などもそうですが、助成制度を使われている方々が多くいると思います。まずは障害福祉サービスを今後どのように考えていったら良いのかという視点で進めていこうかと思っております。

それから、先程ヒアリング調査という話もございましたので、そういった中でもご意見を

集約できる様な形にしたいと考えておりますので、基本路線としてはこの様な形でやっていければ良いと考えております。

○大久保委員長

はい、いかがでしょうか。

○宮口委員

そうは思いますと、精神の方々などは、自立支援医療のお話も出ましたが、かなりの人数が手帳をお持ちではないけれども、自分の生活の中に福祉サービスを利用しなければ生活が立ち行かない人や、もっと福祉サービスを利用したいと考えている人達も多いのかと思います。今コロナ等で世の中が変わっていく中で、もっと福祉サービスを利用したり、必要になる方も増えてくるのかと想像したので、心細いと言う人が増える気がしたので伺ってみました。

ただ、取組みとして手帳所持者だけに限るという事ではもちろんないと思いますので、その辺は今の説明で理解しました。

○大久保委員長

はい、ありがとうございます。直接名指しで郵送するとなると、把握しなくてはいけないので、何か手掛かりがないと難しいとは思いますが。

ただ、平成27年3月の「障がい者支援・えべつ21プラン」を見た時に13ページの自立支援医療を、平成26年で数字が古いですが、13ページの平成26年度の自立支援医療をお使いの方が1,766人に対して、精神の手帳をお持ちの方が隣の12ページの上の方、613人で約3分の1です。

つまり、自立支援医療をお使いの方のうち3分の2は手帳を申請していない方で、厳密に見ておりませんが国の資料でも、ちょっと手帳を持っていない方の割合が多い。江別市の場合、手帳を持っている方が少ない感じがします。そのため、精神の手帳所持者ではなく、自立支援医療の所持者の方にアンケートをお送りすることが可能であれば、そういう方法も考えられるかと思いました。いかがでしょうか。

○山岸課長

先程、自立支援医療の交付されている方々のお話がありました。最近のデータでは、約2,000人近くの方々がご利用しています。これにつきましては、当市でもどの様な方々がいるのか、把握が出来ておりますので、自立支援医療の交付されている方々を含めることが可能かどうか考えていきたいと思っております。

○大久保委員長

宮口委員がご指摘されたように、手帳を持っていない障がいの方がたくさんいらっしゃるのことは周知の事実ですので、そういう方をどうやって意見聴取するかというの、ヒアリングか何かで工夫されてお聞きになるという事でしょうか。

○山岸課長

先程の説明の中でも精神障がいのある方の団体にもヒアリング調査を行う予定とさせて頂きますので、そういった中でもなるべく出来るような形で進めていきたいと思えます。

○大久保委員長

ありがとうございました。今アンケート等について色々意見がありましたが、他にいかがでしょうか。ご質問やご意見がございませうか。この段階では概要をご説明頂いて、この後の委員会で具体的に出てくるのでしょうか。

○山岸課長

具体的には、次回以降の中で計画の骨格案ですとか、今後の進め方についても詳しくお話をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大久保委員長

今の段階で気づく課題などがあれば出していただけるといいかなと思えますが、他にありませうでしょうか。

なければ、次回の策定委員会の日程等について事務局の方から何かありましたらご説明をお願ひいたします。

○尾崎主査

次回の第2回策定委員会は、調査票と計画の骨子についてご審議いただく予定です。日程は事前に出欠の確認をさせて頂いておりましたが、7月13日に開催いたします。なお、これからの出欠確認につきましては、メールアドレスを教えていただいた方は、Eメールにてご案内させて頂きませうので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大久保委員長

以上で、本日協議する議事はすべて終了しました。どうもありがとうございました。